

議案第59号

平成30年度使用「特別の教科 道徳」教科用図書採択について

上記の議案を提出する。

平成29年8月3日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙の発行者の中から採択する。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第21条第6号及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和31年法律第182号)第13条の規定により、採択する必要がある。

平成30年度使用墨田区立小学校「特別の教科 道徳」

教科用図書 見本本一覧

NO	発行者			教科用図書名
	番号	出版社	略称	
1	2	東京書籍株式会社	東書	新しい 道徳
2	11	学校図書株式会社	学図	かがやけみらい 小学校 道徳 読み物 かがやけみらい 小学校 道徳 活動
3	17	教育出版株式会社	教出	小学道徳 はばたこう明日へ
4	38	光村図書出版株式会社	光村	道徳 きみがいちばんひかるとき
5	116	日本文教出版株式会社	日文	小学道徳 生きる力 小学校道徳 生きる力道徳ノート
6	208	株式会社光文書院	光文	小学校道徳 ゆたかな心
7	224	株式会社学研教育みらい	学研	みんなの道徳
8	232	廣済堂あかつき株式会社	廣あかつき	みんなで考え、話し合う 小学生の道徳 自分をみつめ、考える 道徳ノート

議案第60号

特別支援学級用教科用図書採択について

上記の議案を提出する。

平成29年8月3日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり採択する。

(提案理由)

学校教育法(昭和22年法律第26号)附則第9条及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第139条の規定により、墨田区立小・中学校特別支援学級で使用する教科用図書を採択する必要がある。

(別紙)

墨田区立学校特別支援学級の教科用図書採択について

墨田区教育委員会

1 採択の時期

毎年当該教科用図書を使用する前年度の8月31日までに墨田区教育委員会（以下「教育委員会」という）が採択する。

2 採択の原則

特別の教育課程を編成し指導する特別支援学級においては、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが原則であるが、教科により当該学年の検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合は、これらに替わる適切な一般図書を使用することができる。

(1) 検定教科書を使用する場合

墨田区立学校の通常の学級と同一の検定教科書を使用する。

教科により当該学年用の検定教科書を使用することが適当でないときは、検定教科書の学年を下げたもの（中学校では小学校用教科書も可）を使用する。

(2) 文部科学省の著作教科書を使用する場合

教科により検定教科書を使用することが適当でないときは、特別支援学校用の文部科学省著作教科書の中から使用する。

当該学年用の文部科学省著作教科書を使用することが適当でないときは、文部科学省著作教科書の学年を下げたもの（中学校では小学校用教科書も可）を使用する。

(3) 一般図書を使用する場合

教科により検定教科書及び文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合は、学校教育法附則第9条による教科書（以下「一般図書」という）を使用することができる。

学校医の退任に伴う感謝状の贈呈について

1 主旨

平成 29 年 7 月 31 日付で退任する学校医に対し、墨田区教育委員会感謝状交付基準に基づき感謝状を贈呈する。

2 退任者

退任者名	職名	学 校 名	勤続年数	退任年月日	年齢
いけだ あさお 池田 朝雄	学校医 (耳鼻咽喉科)	菊川小学校 中和小学校 菊川幼稚園	51 年 4 か月	平成 29 年 7 月 31 日	89 歳
しば けいすけ 柴 啓介	学校医 (耳鼻咽喉科)	第三吾孺小学校 吾孺立花中学校	8 年 4 か月	平成 29 年 7 月 31 日	53 歳

3 交付主体

墨田区教育委員会

4 交付年月日

平成 29 年 7 月 31 日

5 感謝状贈呈理由

(1) 墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱

第 2 条 (2) 「教育事業に尽力すること 3 年以上にわたるとき」

(2) 感謝状交付基準要綱細目基準

細目基準 4 号 「学校医等が退任又は死亡したとき」

学校医の委嘱発令について

1 委嘱者

委嘱者	職名	学 校 名	委嘱年月日	年齢
のくち ゆうご 野口 雄五	学校医 (耳鼻咽喉科)	中和小学校	平成 29 年 8 月 1 日	49 歳
しみず さとや 清水 恵也	学校医 (耳鼻咽喉科)	菊川小学校 菊川幼稚園	平成 29 年 8 月 1 日	42 歳
ますだ まさずみ 増田 正純	学校医 (耳鼻咽喉科)	第三吾孺小学校 吾孺立花中学校	平成 29 年 8 月 1 日	50 歳

2 発令年月日

平成 29 年 8 月 1 日

3 委嘱期間

平成 29 年 8 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日

4 発令主体

墨田区教育委員会

5 委嘱の根拠

学校保健安全法第 23 条